

コラム

明治維新と租税の近代化

税務大学校研究部税務情報センター（租税史料室）研究調査員

今 村 千 文

◆SUMMARY◆

税務大学校研究部税務情報センター（租税史料室）では、15万点を越える税に関する歴史的資料（史料）を所蔵しており、税制や税務行政などの歴史を紹介する「常設展示」のほか、年1回の「特別展示」を行っている。

本年度の特別展示では「明治維新」という期間そのものをテーマとしたのが特徴である。

なお、これは、内閣府が推進する明治150年記念事業にタイアップしたものであり、平成29年10月2日から平成30年9月27日まで展示している。

本稿は、本年度の「特別展示」について、展示史料の写真を交えながら主なものを紹介するものである。

（平成30年4月27日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次	
はじめに	186
1. 近代税制の幕開けー地租改正ー	186
(1) 幕末	186
(2) 明治維新	189
2. 税制の近代化と整備ー雑税整理ー	191
(1) 松方正義と雑税整理	191
(2) 間接税の整備と地方税の整備	192
3. 東西知識の移入と近代税制の確立	193
(1) 西洋知識の移入	193
(2) 日本古来税制の調査	194
(3) 近代税制の確立	196
おわりに	197

はじめに

平成 29 年度の租税史料室の特別展示は「明治維新と租税の近代化」をテーマとしている。これまでの租税史料室での特別展示では、地租や酒税など、税目の歴史をテーマとしていたが、今回の特別展示では「明治維新」という期間そのものをテーマとしたのが特徴である。なお、これは、平成 29 年・30 年現在、内閣府が推進する明治 150 年記念事業にタイアップしたものである。

本稿では、今回の特別展示の概要について若干の補足を加え解説する。

今回の特別展示の構成は次のとおりである。

A 面 近代税制の幕開けー地租改正ー

B 面 税制の近代化と整備ー雑税整理ー

C 面 東西知識の移入と近代税制の確立

展示する史料の性質により若干移動するが、A 面は幕末から明治 6 年の地租改正までを、B 面では明治 8 年から明治 10 年代を、さらに C 面では明治 20 年代の史料を展示している。以下、展示構成に沿いながら展示概要の解説をしていこう。

1. 近代税制の幕開けー地租改正ー

(1) 幕末

日本の近代の幕開けは、開国にまで遡る。

嘉永 6 年 (1853) にペリーが来航し、幕府に開国を迫った。それ以前より、幕府は異国船の来航に警戒をしており、江戸近郊の藩や親藩に江戸湾周囲の防備を命じていたが、ペリー来航後は更に長州藩や肥後藩などの雄藩にも警備を命じた。江戸湾の防備を命じられた藩には持ち場が決められていたが、しばしば変更されており、藩の持ち場を知らせるための「御固」(おかため)が刷られた(史料 1)。

安政 5 年 (1858)、日米修好通商条約が締結され、日本は開国した。その直後、同様の通商条約を日本はイギリス、フランス、ロシア、オランダとも締結した(安政五カ国条約)。周知のとおり、この条約の日本側から見た主な問題点は、①領事裁判権、②協定税率、③最恵国条項などであった。

特に、②は、江戸幕府にとって、有望な財源たりえた西洋諸国との交易による関税収入を圧迫することとなり、ひいては明治維新後

の日本の歳入や産業に関しても大きな影を落とす条項であった。

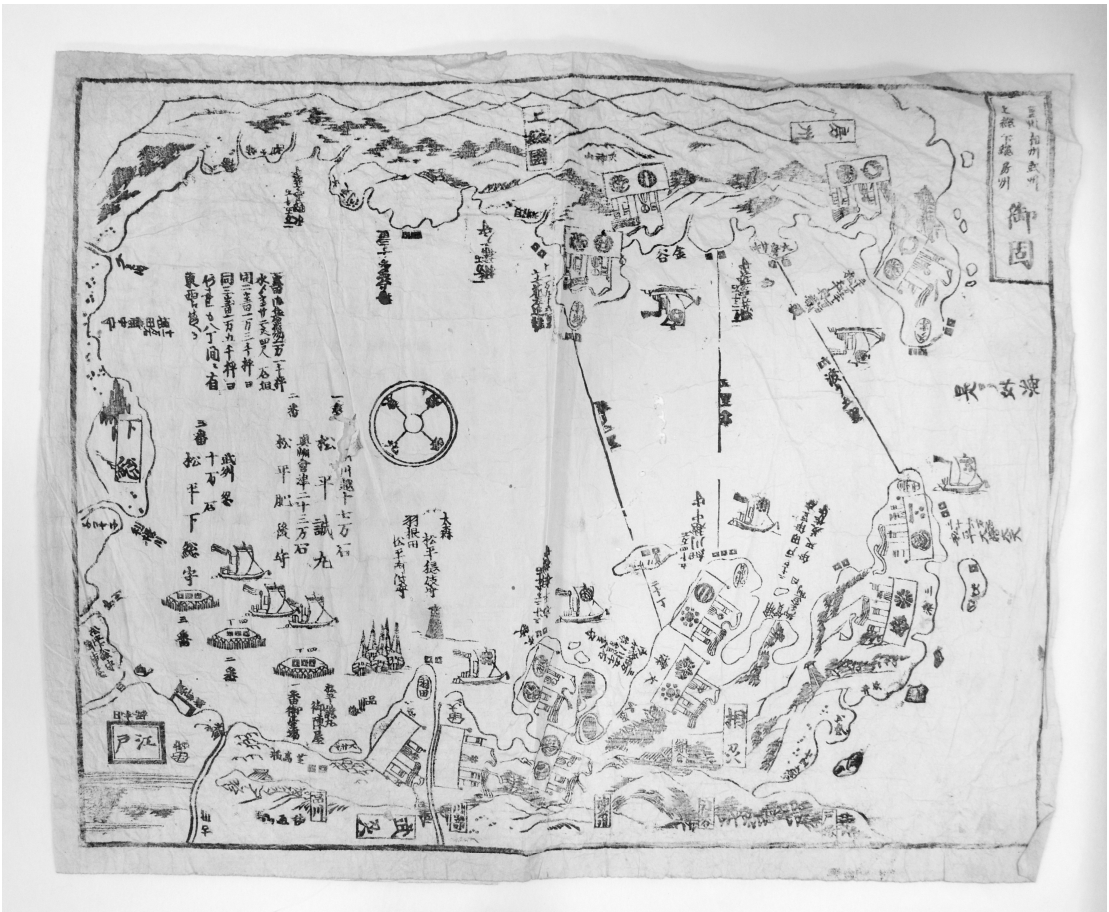
今回の特別展示で展示している史料は、この安政五カ国条約の条文について、幕府が市中に知らせようと条文を翻訳したものを頒布したものである。この翻訳書は2,000部刷られたのだが、展示している史料には、当時この条文を入手したと思われる人物の書き込みが見返し部分にされている(史料2)。この文面からは、開国による新たな時代への期待感を持っていた様子がうかがえる。

ところで、幕末から明治初頭にかけて、幕臣の福沢諭吉は西洋の文物を伝えようと『西洋事情』を出版していたが、この中では、西洋諸国の「収税法」についても紹介されている。そこでは、西洋各国は「工作貿易ヲ以テ

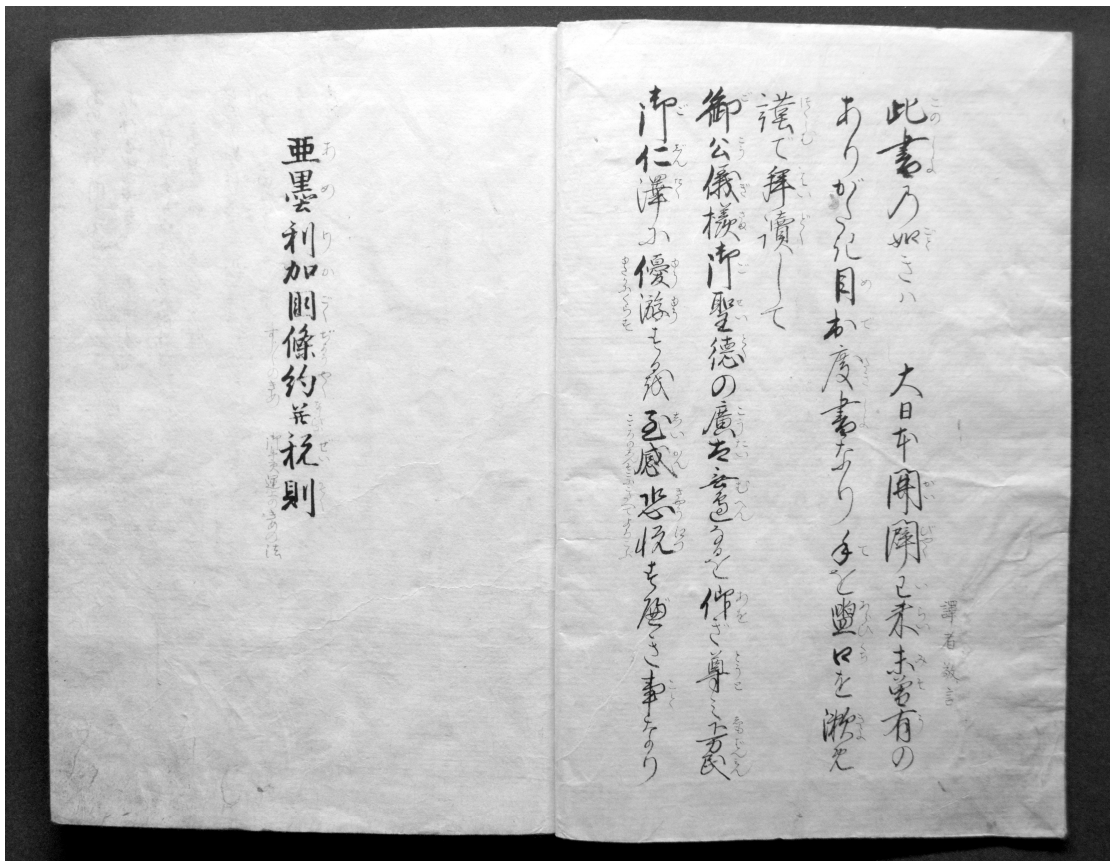
国ヲ立テル」と紹介しており、日本や中国とは「収税ノ法」が異なると紹介している。展示では、イギリスの歳入状況について説明しているページを展示しており、そこではイギリスの歳入はほとんどが「港運上」で賄われている、と説明している。

これに対して、日本は開国により関税収入という新たな財源を得られたのだが、協定税率により関税自主権が否定されたため、少額でしかなかった。

明治維新直後の日本の歳入全体の構成が「明治初期の歳入割合(グラフ)」である。第1期、第2期、…と表示されているが、これは当時の会計年度の呼び方であり、それぞれ明治元年、明治2年、…と対応する。このグラフから、明治維新直後の日本の歳入は、紙

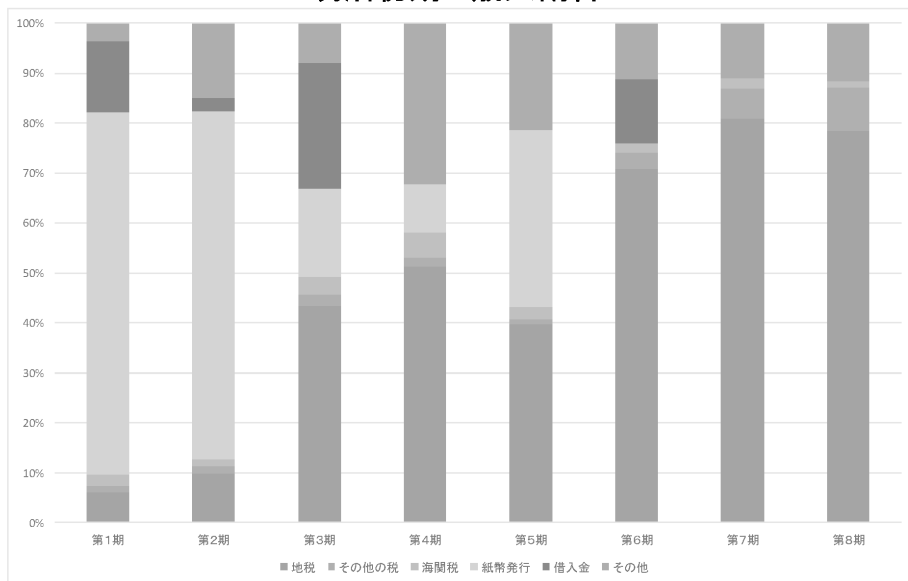


「御国」(史料1)



安政の五カ国条約の条文の翻訳（史料2）

明治初期の歳入割合



出典：『歳入出決算報告書』（大内兵衛・土屋露雄編『明治前期経済史料集成 第4巻』改訂社、昭和7年発行所収）

明治初期の歳入割合（グラフ）

幣発行、借入金の比率が高いことが分かる⁽¹⁾。

借入金は、旧幕府・藩の借金の借り換えや鉄道敷設、秩禄処分資金として、国内有力商人のほか、外国人や外国商社などからの借り入れである。このうち、外国人や外国商社などからの借り入れは、利率が高い上、担保に鉄道や工場などが設定されるなど、問題が多いため、維新当初の日本の外債は極めて限定されていたことが、明治初期における日本の特徴の一つである⁽²⁾。

第1期、第2期では、歳入の大半を紙幣発行が占めているが、これは政官札・民部省札が大量に発行されたためである。太政官札は、由利公正（三岡八郎）⁽³⁾が主導して、殖産の資金として各藩に貸し出すために発行されたのであるが、戊辰戦争の軍費や各藩の経費に回されていた。太政官札・民部省札は不換紙幣であった上、維新直後の明治政府が戊辰戦争中ということもあり、政府としての信用が低く、これらの紙幣の流通は困難を伴い、失敗に終わったのである。

このような借入金や紙幣発行は財源と呼べ

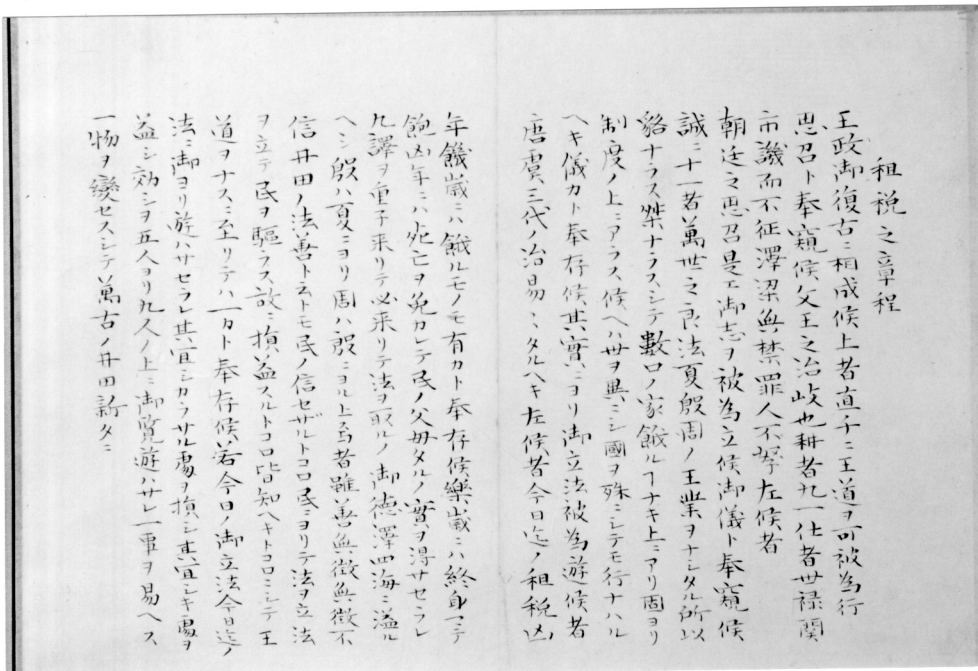
るものではなかった。

この不安定な歳入構造を是正し、安定した税源を確保して、歳入構造を強固なものにすることが明治政府の急務だったのである。

（2） 明治維新

明治政府は、成立直後の明治元年（1868）3月14日、五箇条の御誓文で政策方針を内外に示した。その第一で「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」とうたい、公議による政治運営を宣言した。この政治姿勢を具体化させるために、政府は各藩の代表者「貢士」を集め、重要議案について審議する貢士対策所を設置した。そこでの第一の諮問事項が「租税之章程」であった。明治政府にとって、最も喫緊の課題の一つが税制であり、また、その解決には多くの人々の意見を聴取する必要があると認識していたことの表れである。

特別展示では、高島藩貢士八田良介の租税之章程対策の下書きを展示している（史料3）。この中で八田は、農民層への税負担が過重であることを指摘し、商工業者へ適切な税負担



高島藩貢士八田良介の租税之章程対策の下書き（史料3）

を求める必要性を認めるが、いまだ戊辰戦争の最中であり、大きな税制改正を行うと社会不安をあおる可能性が高いため当面は着手せず、倭約などで歳出を抑えることによって乗り切る方策しかないと回答している。

貢士対策所の後継である公議所でも、税制改正が議論される際には、農業者の税負担と商工業者の税負担との均衡を図ることが主な論点となっていたが、なかなか具体案は出なかった。

税制改正の必要性が差し迫るも具体的な方策が示されない中、初めて具体的な提案を行ったのが神田孝平であった^④。神田の提案の特徴は、地券制度を発案したことである。それまでは、近世から続く年貢制度の延長線上での提案だったが、神田は田畑売買を許可し、土地の所有者に地券（神田は沽券と呼んだ）を発行し、米納から金納に改め、年の豊凶により税額を増減させないことを主張し、税制改正とともに土地制度改革をも含んでい

た。特別展示では、神田がこの意見を世間に広めるために出版した『田税新法』を展示している（史料4）。この神田の案を更に具体化させたのが、大蔵省租税頭の陸奥宗光である^⑤。

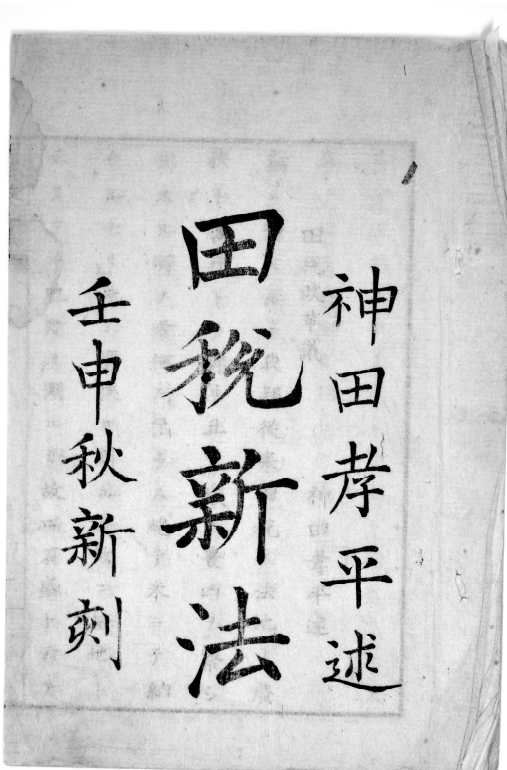
大蔵大輔井上馨らは明治6年、地租改正法案の成立には、実際に地租改正事業に着手する府県知事らの意見の聴取が必要という観点から、大蔵省主催で府県知事らを一堂に会して地租改正方法などを審議する地方官会同を召集した^⑥。

この地方官会同に先立ち、各府県の知事らに管轄府県の税制などの事前調査を命じている^⑦。特別展示では、その事前調査項目への追加項目を指示した「演舌書」を展示している。

さて、このように、井上馨大蔵大輔らが中心となって地方官会同が開催されたのだが、進行はスムーズに進まなかった。その理由に、会議そのものの性格上、参加者が思い通りの議題を持ち寄ることとなっていたため、議事が錯綜していたこともあるが、当の井上自身が、全国に裁判所や学校を設置するなどの急速な近代化を推し進めようとする江藤新平司法卿らと財政政策を巡って厳しく対立しており、政府が空転状態となっていたことが挙げられる。

更に、地方官会同開催中の5月に、井上は渋沢栄一とともに辞表を提出した上、日本の財政状況について新聞紙上に暴露をするという事件を起こしてしまった^⑧。

井上と渋沢が去った後は、大隈重信が議長に就任し、審議については陸奥宗光や前島密らが中心となって続けられた。地租改正法令は5月に地方官会同の審理を経て、7月には正院の裁可が下り成立し、地租改正事業が開始された^⑨。展示では、地租改正法令の最初に所収されている明治天皇から出された、課税の公平を追求するという理念を説明した上諭を展示している（史料5）。「朕惟フニ租税



「田税新法」（史料4）

ハ国ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ、…庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン。…」という明治天皇のこの言葉は、地租改正以後も税務行政に携わる者の指針となり、その後も税務署職員に配布された服務心得などの巻頭に所収された。

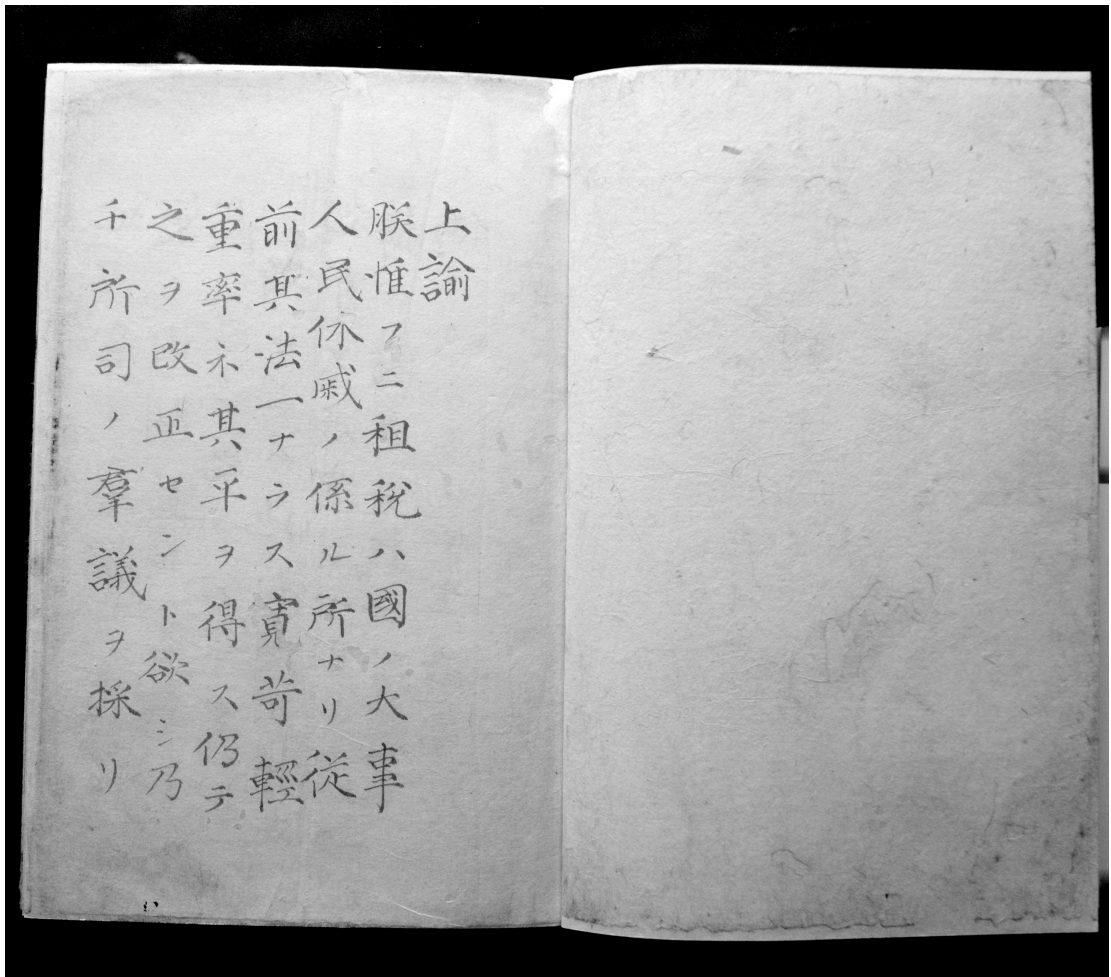
これにより、明治政府は地租という安定した税源を確保することに成功した。グラフからも、明治6年以降、歳入構造に占める地租の割合が急激に高まっていることが確認できる。

2. 税制の近代化と整備—雑税整理—

(1) 松方正義と雑税整理

地租改正により、明治政府は安定した税源を確保することには、一応の成功をみた。しかしながら、税収構造自体を考えた場合、地租に偏重しすぎている、すなわち農業者に税負担が集中している、という問題がいまだ残されていた。更には、廃藩置県後も各府県には旧幕時代の税制が残されており、国税と地方税との明確な区別もなされておらず、これら税制の整備が課題であった。

地租改正事業が推進されている中の明治7年5月、租税頭として地租改正事業の陣頭に立つ松方正義が政府に建白を行った。長文に



明治天皇の上諭（史料5）

なるが、当時の日本の税を取り巻く状況に対する松方の姿勢がよく伺えるので、引用する。

「…今ヨリ将来ノ歳入ヲ予メ概算スル。之ヲ旧額ニ比スレハ凡ソ六百万円ヲ減却セン。今夫レ事務多端ノ際国家費用ニ乏シ。若シ一朝事アルニ及ンテハ何ヲ以テカ之ニ応セン。是レ新税ノ興廃スル徒ニ聚斂ヲ主トスルニアラスシテ、固ヨリ公平均一ヲ主トシ且減額ノ幾許ヲ填補スルニ在リ。故ニ古今ヲ稽考シ、深ク民情ノ帰向ヲ察シ、広ク各国ノ公範ヲ採リ、租税及ヒ賦金ノ分限ヲ画定シ、偏重偏輕ノ弊ヲ除キ貧富ニ從ツテ其税ヲ斟酌シ、要贅ノ品種ヲ分ツテ其率ヲ輕重シ、或ハ中外ノ輸出入品ニ保護税ヲ配シ益物産ヲ繁殖セシメ、愈其至当ノ税法ヲ布キ新税ノ倍額從スルニ從ツテ尚ホ地稅ヲ減セントス。斯クノ如ク平均ヲ得セシムル必ス工商モ物品ノ税ヲ興スニ他ナシ。…

…然レトモ新税ヲ督發スルヤ又杞憂ヲ懷ク所アリ。何ントナレハ今日ノ民、貢ヲ国ニ納ルハ則チ人民ノ義務タルヲ知ル者少ク、数百年來因襲ノ久シキ。唯農ニノミ偏重ノ税在ルヲ怪マスシテ、新税ノ令至当均一ニ基クノ理ヲ悟ラサルモノ全国十ノ八九ニ居ラン歟。今斯民ニシテ斯新令ヲ聞キ若シ一朝苛税ナリト唱ヘ物議紛起スルモ亦知ルヘカラス。…

…然リ而シテ若シ新税ヲ興スニ方ツテ、仮令一時ノ物議紛擾アルモ銳意撓マス公平均一ノ賦税ヲ拡張シ、因襲ノ弊害ヲ洗除シ、興ス可キハ以テ興シ、廃スヘキハ以テ廃シ、確乎トシテ其基本ヲ立テン歟。將タ現今止ムヲ得サルノ事情アツテ前議ヲ施行スヘキノ事態ニ非ストシ、断然国費ヲ減省スルヲ專一ニシ、先ツ持重シテ賦課ノ偏重ヲ問ハス姑ク他日ヲ待タン歟。此二議ノ問孰レニカー決シ将来ノ着眼ナクンハ理財ノ道何ヲ以テ立ツヲ得ンヤ⁽¹⁰⁾。…」(下線筆者)

課税の公平性を目指した大幅な税制改正は、

他方では、それまで課税を免れていた人々にも課税負担を求めることを意味し、彼らからの反発は必至である。しかも、当時は納税が国民の義務であるという認識が広まっていなかった時代でもある。そのため、明治政府は、商工業者への課税に二の足を踏んでいたのだが、台湾征討費など出費が増大しており、待ったなしの状態となっていた。そこで、松方は、反発が起こることを予測した上で課税の公平性を追及しつつ税制改正を断行するか、歳出を抑えることで当面の問題をしのぐのか、どちらの政策を採用するのか政府に質したのである。

この松方の建白を受ける形で、明治8年2月に全国に残された約1,500もの雑税が廃止される雑税整理が行われたのである。

(2) 間接税の整備と地方税の整備

雑税が廃止され、代わりにいくつかの間接税が新設・増税された。明治8年に煙草税則が公布され(翌年施行)、酒類税則が施行された。特に酒税は、この後、増税が繰り返され、地租とともに明治日本の財政を担う重要な税目となった。

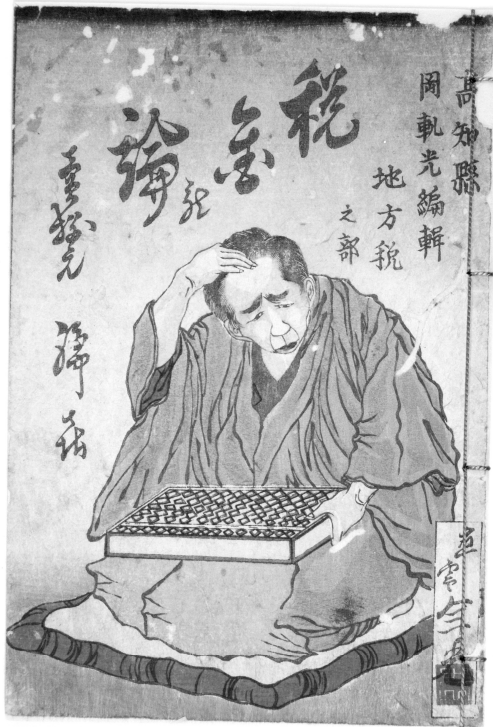
また、廃止された雑税はその多くが営業に関わるものであり、これらは地方税へと引き継がれることとなった⁽¹¹⁾。

それまでは国税と地方税との区別はあいまいであったが、雑税整理に伴い、明治8年9月の太政官布告でこれらの区別を規定したが、このときの区別は全国一般に賦課するか否か、収納するのが大蔵省か否か、用途は国費か地方費か、とおおまかに区別されていた⁽¹²⁾。

明治11年のいわゆる地方三新法は、税の世界でも大きなエポックとなった。すなわち、地方税規則により、地方税の税目が地租附加税、営業税・雑種税、戸数割と明確化され、もう一つは府県会規則により、各府県における地方税の課税については、地方議会の議決が必要となったのである。租税法律主義が、

まず地方制度の整備とともに規定されたのである。

特別展示では、この時期に高知県士族が発行した『税金之論 地方税之部』を展示している(史料6)。この史料では、地方税についてだけではなく、地方税規則で定められた地方税の支弁について詳しく説明されており、自由民権運動の高まりとともに、納税者意識が広まっていることが分かる。



「税金之論 地方税之部」(史料6)

このようにして、地方税についても次第に体系化されていった。

3. 東西知識の移入と近代税制の確立

以上のように、明治維新以後、安定した税源の確保と課税の公平性を求めて、明治政府が税制改正を行い、近代税制の確立に取り組んでいった様子を展示したのであるが、この間、明治政府、特に大蔵省は東西知識の移入に取り組んでいた。この姿をC面で展示している。

(1) 西洋知識の移入

税法・税制の整備には、さまざまな情報が参考とされたが、その最も参考とされたものの一つが外国、特に西洋諸国の税制・税法である。今回の展示では、大蔵省租税寮が翻訳出版したイギリス税法『英国賦税要覧』(明治4年、何礼之訳)ならびにアメリカの税法・税制『合衆国収税法』(明治5年、立嘉度訳)を展示している(史料7)。

維新直後の早い段階から、大蔵省は西洋諸国の税法を翻訳し、かつ、その知識を独占せず多くの人の目に触れるように出版していたと考えられる。また、史料7の『合衆国州税法』の緒言から、その出版理由に、地方官会同における地租改正法令の審議での参考資料として供することもあったことが分かる。

すなわち、『合衆国収税法』の巻頭に乘せられた立の緒言では、「租税ノ制ニ於ルヤ農商均一精詳公平ノ法ヲ得ルト得サルトハ、国ノ貧富盛衰ニ関渉スル最大ナリトス。苟モ地方ノ責ニ任スル者深ク注意セサルヘカラス。…

(引用者注：アメリカの税法は) 実ニ精詳公平其当ヲ得ルト云ヘシ。…今ヤ西洋各国ト互市ヲ通シ、文化日進ノ秋ニ方リ、農商均一ナラサル税法ノ如キ精詳公平ニ釐革スルノ廟議アリト聞ク。是ニ於テ臣官務ノ余暇此書ヲ訳シ以テ奉獻ス…」と、地租改正法令の審議のため、特に地方官たちの参考として訳出したと述べている。

地租改正法の審議に臨む地方官に、西洋の税制に関して啓蒙しようとしていたのである。維新直後の早い段階から、大蔵省が西洋諸国の税法を翻訳し、かつ、その知識を独占せず多くの人の目に触れるように出版したことは、注目に値しよう。

このような何や立など翻訳に従事した人物は、旧幕時代は通詞等として活躍し、明治維新後も新政府に出仕した経歴が多い。

何は主に文部省畑で翻訳業務に従事し、明



「合衆国収税法」(明治5年、立嘉度訳)(史料7)

治4年の岩倉使節団に随行した際には、木戸孝允に随行して各国の憲法調査にも関わっていた。そのため、内務省や元老院などに勤めながら啓蒙家としても活躍し、モンテスキューの翻訳書などを出版した。一方の立も、幕末の文久遣欧使節団に随行し、明治維新後は大蔵省に出仕し、記録局頭に就任していた。

このように、旧幕臣の知識人を政府内に取り込んでいったところも明治日本の特徴である。

なお、西洋税法の導入第1号が明治6年の印紙税である。「独り農民ニノミ租税ヲ負担セシムルノ理由ナキヲ以テ漸次社会各種ノ階級ニ対シテ均一ノ負担ヲ課スル⁽¹³⁾」ために民間の諸取引の証文などに印紙によって課税する方式が採用された。しかしながら、初めての課税方式であるため、混乱が生じることが危惧され、府県などは絵入りの説明書を頒布した(史料8)。

なお、地租改正の後にも大蔵省は各国の税

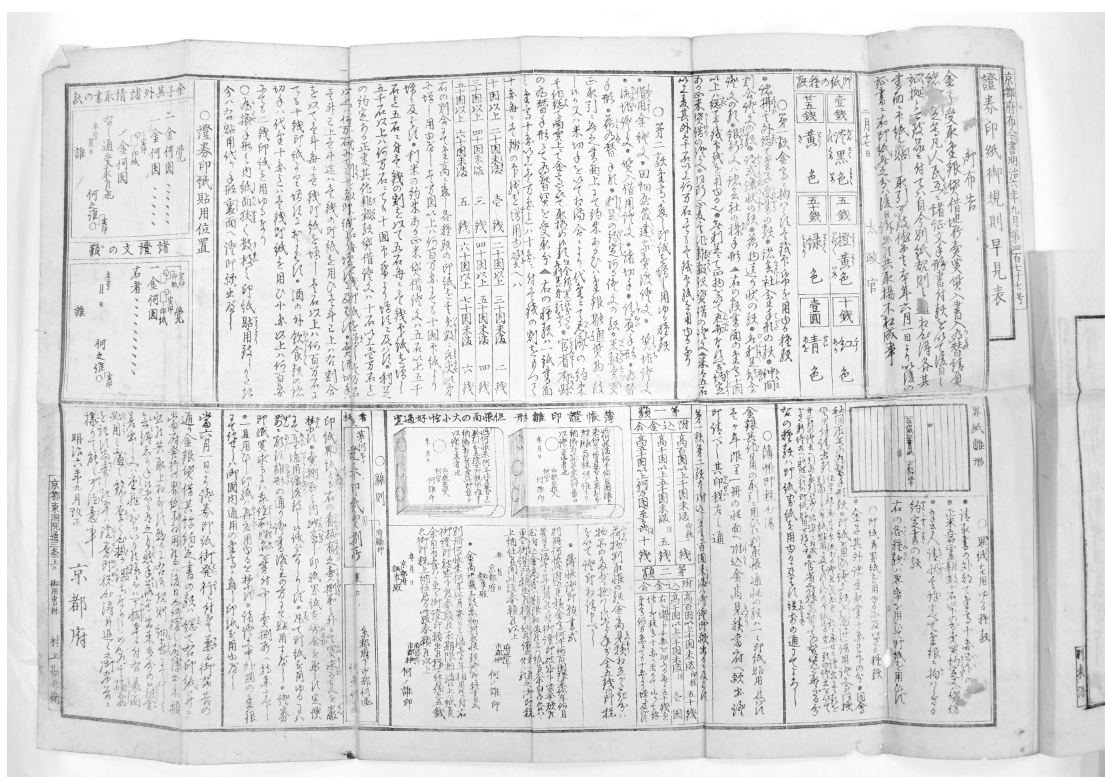
法・税制について調査を行っており、随時出版していった。松方正義が「数百年来因襲ノ久シキ、唯農ニノミ偏重ノ税在ルヲ怪マスシテ、新税ノ令至当均一ニ基クノ理ヲ悟ラサルモノ全国十ノ八九ニ居ラン」と嘆いた現状の中、「農商均一精詳公平ノ法」を立てるためには、それを実現したと考えられている欧米の税法・税制について広く知らしめることが必要と考えていたためである。

(2) 日本古来税制の調査

このように、明治日本は西洋諸国の税制を積極的に学び、かつ、啓蒙していったのだが、これに加えて日本古来の税制を本格的に調査したことも重要な点であった。すなわち、『大日本租税志』の編纂である。

この事業も、松方正義が明治7年に「租税志編纂」の建議を行ったことにまで遡る。

「謹テ按スルニ、租税ハ人民ノ義務政府ノ資テ全国ヲ保護スル所以ノ本源ナリ。是ヲ



印紙税の説明書（史料8）

以テ之レカ方規ヲ建テ、之レカ節目ヲ設クルヤ、慎重詳密之レヲ往昔ニ徴シ、之レヲ当今ニ検シ後昆ニ示サハル可カラス…徳川氏ノ時ニ及ヒ、無事休息ヲ務トシ、從來封建割拠ノ勢ヲ変ウル能ハス。但旧慣ニ因仍シ、之レカ潤色ヲ加フルニ過キス。故ニ海内ノ地犬牙分裂大名ヲ置ク二百六十二シテ、所在政ヲ為ス各其制ヲ異ニシ、租賦庸役ノ法定規有ルコト無シ。其細節ニ至テハ千差万別殆ント区条ス可カラス。維新以来万揆緒ニ就キ、政令一ニ帰ス。從テ廢藩合県及全国租税ノ事議、悉ク本寮ニ萃ル。愚等之ヲ承ケ、其事ニ担任ス。因テ上局ニ質議シ、正院ニ稟白シ、之レカ方規ヲ建テ、之レカ節目ヲ設ケ、或ハ旧制ヲ増損シ、或ハ新法ヲ創立シ、以テ各府県ニ指揮ス。其書推積累々トシテ、菅ニ充倉庑架ノミナラス。竊ニ惟フ、方今朝政千古既往ノ緒ヲ継キ、将来無疆ノ基ヲ建ル。実ニ皇運ノ機会千歳ノ

一時ナリ。今ノ時ニ及ンテ此簿牒ヲ檢覈斷補シテ租税ノ一書ヲ編成シ、其方法ノ沿革スル所以ヲ詳ニシ、之レヲ当今ニ検シ、之レヲ後昆ニ示ス。蓋シ切要欠クヘカラスルノ一挙トス。苟モ然ラスンハ、後ノ今ヲ顧慮ル邈焉トシテ望洋スル猶今ノ古ニ於ケルカ如クナラン⁽¹⁴⁾。…」(下線筆者)

この松方の建議を受けて、大蔵省租税寮が租税史の編纂に着手したのであるが、その際、市井にも関連資料の提供を求めたことを伝える新聞記事がある⁽¹⁵⁾。

その結果、編纂出版されたのが『大日本租税志』である。全30巻にも及ぶ大著であり、松方はこれを記念して明治天皇に献上し、第1巻に「叡覧」の印を賜った。特別展示では、この『大日本租税志』の初版本を全巻展示している（史料9）。

近代租税制度を模索する際に、西洋諸国だ



大日本租税志（史料9）

けでなく、自国の租税制度の調査研究の必要性に着目したことは、重要な点である。

また、松方は、過去の資料を収集するだけでなく、自らが税法や税制を作成している際の資料も、後年への参考として遺すべきとも考えており、この考えが後の『明治財政史』の編纂へとつながっている。松方が自らの仕事に「将来無疆ノ基ヲ建ル。実ニ皇運ノ機会千歳ノ一時ナリ」と誇りを持っていたことの証左でもあろう⁽¹⁶⁾。

「死の跳躍」⁽¹⁷⁾と、日本の近代化は批判されることもあるが、別の側面を提示する史料といえよう。

（3） 近代税制の確立

このような段階、過程を経て日本の税制は近代化を遂げていったのだが、明治 20 年代にいくつかの画期を迎える。

すなわち、明治 20 年の所得税法創設と明治 29 年の営業税国税移管、そして明治 22 年の大日本帝国憲法の発布である。

明治維新より 20 年が過ぎ、社会や経済情勢が変化している上に、対清関係の悪化から

海軍費を中心に歳出が増大していた。しかも当時の租税収入は地租と酒税で 8 割以上を占めており、「其税率亦輕重宜ヲ失シ富者ノ負担甚タ輕ク貧者頗ル其過重ニ苦ムモノアリ⁽¹⁸⁾」という状態であった。この状態を緩和することを目的に創設されたのが所得税である。

特別展示では、この所得税法の解説書を展示している（史料 10）。免税点を 300 円と比較的高めに設定し、所得税調査委員会を設置していることなどから、概ね好意的な紹介のされ方をしていた。職業による課税負担の「精詳公平」の第一歩といえよう。



所得税法の解説書(史料 10)

また、明治 29 年には営業税が国税へ移管された。日清戦争後、財政が膨張するに伴いその歳入不足を補うため、また、全国一律に商工業者への公平な課税を行うために行われた。これにより、商工業者の国政参加の門戸が大きく広げられる結果ともなったのである⁽¹⁹⁾。

租税の近代化のもう一つのエポックは、明治 22 年の大日本帝国憲法発布である。

憲法の条文中に納税の義務、租税法律主義が明記されたことは立憲主義国家として大きな足跡である。

特に、「新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ（第 62 条）」という租税法律主義について、大日本帝国憲法起草者の一人である伊藤博文は「新ニ租税ヲ課スルニ当テ議會ノ協賛ヲ必要トシ之ヲ政府ノ専行ニ任セサルハ立憲政ノ一台美果トシテ直接ニ臣民ノ幸福ヲ保護スル者ナリ」と位置づけている⁽²⁰⁾。

ただ、この租税法律主義が憲法条文で明記されたから、議会＝国民の意見が税法・税制に反映されるシステムができたということではなく、これまでも確認してきたように、明治政府、あるいは大蔵省は、発足当初より税法・税制などに関しては、広く意見を求めていることがあり、それが憲法に明文化された結果であるといえる。

おわりに

以上、平成 29 年度特別展示の概要を説明した。また、特別展示の補足として、展示ではあまり紹介できなかった松方の思想なども若干ではあるが紹介した。

幕末から明治 20 年代という激動の時代の租税を切り口に展示しているのであるが、近代税制の確立とともに課税の公平性を模索していた明治の人々の姿を感じていただきたい。

(1) なお、簡単にこの時期の歳出を述べると、第 1 期・第 2 期では戊辰戦争に伴う軍事費が多くを占めたのが特徴である。また、明治 4 年の廃藩置県以降は、第 4 期の歳出合計約 2,000 万円が第 5 期には約 5,800 万円へと激増した。理由は、行政費が倍増したこともあるが、旧藩の藩債や藩士の俸禄を引き継いだことも大きい。特に旧藩士俸禄は、歳出の 3 割近くを占める（第 5 期で約 1,600 万円）など、財政圧迫の一因であり、この点から地租改正とともに、秩禄処分も急務であった。この数字は、グラフとともに、大蔵省がまとめた「自明治元年一月至同八年六月 決算報告書」より引用したため、大隈の公表した予算額とは異なる。

(2) 外国商社等からの借り入れは、明治元年から 3 年にかけて、短期借り入れがなされた。また、例外的に外債が発行されたのは、東京・横浜間の鉄道建設費として募集された明治 3 年と、華士族の家禄処分に関する原資として募集された明治 6 年である。これらはいずれもイギリスのオリエントバンクが引き受けた（吉川秀造『日本財政史概説』（清文堂出版、1972 年）220 頁）。

(3) 由利公正は、越前藩の志士、政治家。横井小楠より実学を学び、越前藩の財政改革に着手し、藩内の特産物の奨励等をし、再建成功に導いた。この手腕を買われて維新政府の会計担当に就任した。貢士対策所や公議所での財政政策の議論は、冗費節約や旧来の年貢制度改革などに終始していたが、その中で由利は、民間に資金を与え殖産させ、その原資として太政官札・民部省札を発行するという積極主義的な財政政策を提言したのである。由利財政が失敗し由利は政府を離れたが、まもなく東京府知事に就任し、明治 5 年の大火からの復興事業に尽力し、銀座煉瓦街建設を推進した。

(4) 神田孝平は、旧幕臣の洋学者、官僚。幕末には、洋学者として数学や西洋経済学を翻訳・伝授した。維新後は、明治政府に出仕し、公議所、集議院議員、兵庫県令などを経て元老院議員、貴族院議員を歴任した。開明官僚として活躍する一方、明六社にも所属し、啓蒙活動家として西洋の文物の翻訳紹介などを積極的に行っていた。

(5) 福島正夫氏は、地租改正をめぐる神田孝平と陸奥宗光、松方正義の働きについて「神田の卓抜な着想は、陸奥により推進され、具体化された。…

ただ陸奥が地租改正に直接関係をもったのは、わずかに一年あまりで、彼が租税頭をやめると、権頭の松方正義がその地位をついだ。地租改正法の成立にとっては右の短期間がまさに決定的な時期であったが、彼はこれを美事に安産させた。だが、新生児の世話はほとんどしていない。法の施行は松方の双肩にかかったのである」と表現している（福島正夫『地租改正の研究〔増訂版〕』有斐閣、1970年）97頁）。

- (6) なお、租税史料室ではこの時期に鳥取県参事であった関義臣の地方官会同に関する史料を所蔵している。その中に、地方官会同開催中の日誌「議事日録」が残されており、地方官会同の流れを知ることができる。これによれば、地方官たちが大蔵省内の金庫を見学している。当時の政府の財政危機を地方官たちに知らせ、議事進行をスムーズにさせようとしていたと考えられる。
- (7) 地方官に命じた事前調査項目は、大きく「租税之事」「町用村用並惣テ民費ヲ課スル事」「水利堤防道路橋梁樋管用悪水之事其他」と税制だけでなく交通に関することなど広範にわたった（福島・前掲注(5)156頁）。
- (8) 井上らは、歳入 4,000 万円に対して歳出が 5,000 万円と 1,000 万円もの超過であると、政府財政破綻を指摘し、内外の物議を醸した。そのため、政府は財政に関する信用を取り戻そうと躍起になり、太政大臣三条実美は、大隈重信を大蔵省事務総裁に任命し政府財政の精査を命じた。大隈は、精査の結果、歳入 4,873 万円に対し歳出 4,659 万円で歳入超過 214 万円であるという明治6年予算を公表したのだが、これがわが国予算公表制度の起源とされている。
- (9) 地租改正法令は、いくつかの法令から構成されている。まず、展示している「上諭」があり、ついで、地価の3%を地租として課税することを宣言した「地租改正法」とその別紙であり、事業方針について書かれた「地租改正条例」、地租改正事業の具体的な手続きについて記した「地租改正法施行規則」と「地方官心得」から構成されている。
- (10) 藤村通監修『松方正義関係文書 1巻』（大東文化大学研究所、1979年）362～365頁。
- (11) 明治8年太政官布告第23号で、1,500もの雑税廃止を宣言するとともに、「差向収税無之テハ

営業取締差支候類」において地方官限りの課税は認めることとされた。

- (12) 明治8年太政官布告第140号では「国税 全国一般へ賦課スヘキ分ニシテ大蔵省ニ収入シ国費ニ供スルモノヲ云、府県税 現今賦金ト称シ収入スル諸税及本年2月第23号布告地方収税ノ類ニシテ其地方ノ費用ニ供スルモノヲ云フ」と規定された。この「賦金」とは、明治7年の太政官布告第7号で「僕婢馬車人力車等諸税ノ分増、並ニ劇場娼妓等ノ課税各府県限り収入ノモノハ、自今賦金ト唱フヘシ」と規定されたものである。
- (13) 明治財政史編纂会『明治財政史 第6巻』（丸善株式会社、1904年）449頁。
- (14) 藤村・前掲(10)311、312頁。
- (15) 大蔵省租税寮が明治8年5月10日の達乙第67号で、古来からの田地租税等の沿革を調査するため、広く民間に記録類の提供を求めた。これを5月12日の東京日日新聞で報じていた。ただし、本稿では明治ニュース事典編纂委員会・毎日コミュニケーション出版部編『明治ニュース事典 第1巻』（毎日コミュニケーション出版部、1983年）、588頁所収のものを参考にした。
- (16) 実際、『明治財政史』は、一名「松方伯財政事歴」とも呼ぶように、明治日本の財政の軌跡を伝えるだけでなく、松方の功績を顕彰する目的もあった。いずれにせよ、それ以後も大蔵省・財務省は『明治大正財政史』『昭和財政史』『平成財政史』と官選の財政史を現在まで編纂しており、その精神は、松方のこの建白に求められるといえよう。
- (17) ドイツから招聘されたお雇い外国人のベルツが、日本の近代化について「途方もなく大きい文化革命」と表現し、「このような大跳躍の場合—これはむしろ「死の跳躍」というべきで、その際、日本国民が頸を折らなければ何よりなのですが—」と評し、更に「ところが—なんと不思議なことには—現代の日本人は自分自身の過去については、もう何もしりたくはないのです。それどころか教養ある人たちはそれを恥じてさえいます」と、危惧していたことは有名である（菅沼竜太郎訳『ベルツの日記（上）』岩波書店、昭和54年45～47頁）。
- (18) 『明治財政史 第6巻』、1頁。
- (19) 前掲注(18)45頁。

⁽²⁰⁾ 伊藤博文『帝国憲法義解』(1889 年) 86 頁。
本稿では国立公文書館に収蔵されている『単行書』シリーズ収録のものを使用した。